

原発事故に対するいわき市民の意識構造(3)

—— 自由記述の分析から見えてくるもの ——

菅野昌史

1 はじめに：問題の所在

本稿では、東日本大震災以後、いわき市において「あつれき」という現象がどのように語られているのかについて、質問紙調査の自由記述をもとに分析を行うⁱ。

東日本大震災は、その発端である大地震の発生からまもなく4年を迎えようとする現在に至るまで、さまざまな影響を日本社会にもたらしている。そのひとつが、いわき市に存在するとされる「あつれき」という現象である。いわき市は福島第一及び第二原子力発電所がある福島県沿岸部、いわゆる「浜通り」と呼ばれる地域に位置する自治体である。地震、津波により甚大な被害を受けたものの、放射線による影響が比較的少なかったこと、同地域の他の被災自治体と気候条件が似通っていること等から、現在、原発事故のため住み慣れた地域を追われた2万人以上の人々が市内の仮設住宅、借上げ住宅等で生活している。他方、住民票ベースでのいわき市の人口は震災後一貫して減少しており、震災前の2011年3月1日時点で約34.1万人であったものが、3年後の2014年3月1日時点では約32.7万人となった。3年間で約1.4万人(4.2%)の減少であるがⁱⁱ、それを上回る被災者の流入により、筆者も含め震災以前からいわき市に居住していた者の多くは、いわき市の人口は震災以前よりも増加したと感じている。人口の増加自体はもちろんプラスの側面もあるが、それがマイナスの側面として現れているのが「あつれき」といえる。

「あつれき」とは、辞書によれば、車輪が強くこすれあって音がでるという状態を指し、そこから「人の仲が悪くなる」という意味で使われる。「浜通り」という呼称が示すように、いわき市と他の被災地域との間には震災以前から人的交流が存在していた。本調査では、「あなたの知り合いに、福島原発事故により避難指示が出されている地域からの避難者がいらっしゃいますか」という質問(複数回答)に対し、「いる」という回答が、「親族」について20.0%、「仕事上の取引先の方」について23.9%、「友人・知人」について50.2%であった。では、これらの人々と震災以前からいわき市に居住する回答者ⁱⁱⁱとの個人的関係が悪化したことが、本稿が扱う「あつれき」といって、必ずしもそうではない。物理的距離が短縮し、接触頻度が増加することで「あつれき」が発生することはたしかにあるかもしれない。しかし、本調査の自由記述の中で、特定の誰かとの関係が否定的に語られる事例はほとんど見当たらない。そこで本稿では、個人ではなく、集団間の関係の否定的側面という観点から「あつれき」ととらえていきたい。

ただし、「あつれき」をこのように集団の視点から考察する際、次の点に注意が必要である。それは、対立する集団の存在を、たとえば、「いわき市民」と「避難者」のように、あらかじめ

前提としないことである。なぜなら、「避難者」というカテゴリーは、東日本大震災という一定の文脈においてはじめて成立するものだからである^{iv}。そうであるならば、探求すべき課題とは、対立する集団それぞれが、そのようなものとして立ち現われるのはどのようにしてか、すなわち、そうした集団化の仕組を明らかにすることであろう。

そこで以下、本稿では、質問紙調査の自由記述を手がかりに、上記の課題に取り組みたい。具体的には、次の順序で論述を進める。まず次節では、集団化に着目して差別論を展開する佐藤裕の議論を参照し、本調査の自由記述を分析する際の視点を確定する。次に第3節では、その視点から、「あつれき」が産出される構造を記述する。そして最後の第4節で、「あつれき」についてどのように考えるべきか、今後の課題も含め、述べてみたい。

2 佐藤裕による差別の三者関係モデル

集団化に着目して差別論を展開する、佐藤裕による議論の特徴は、集団化=排除する者とされる者に、第三の行為者を加えた三者関係として差別を論じる点である。その理由を、佐藤は次のように述べる（佐藤 2005：51-52）。

まず、「一人では排除はできない」というごくシンプルな認識から出発したいと思います。排除とは「壁」を作ることだと説明しましたが、その「壁」の「排除する側」は通常多数派を占めている必要があります。もちろん、人数のうえでは少数になることも考えられるのですが、その場合でも必ず「壁」の「排除する側」に複数の人が残っていなければなりません。もし「排除する側」が一人だけであれば、排除のあとに集団が残らないからです。そういうものを通常排除とは呼ばないでしょう。さらに、「排除する側」にいる人は、すべてではなくても、歩調をそろえて、共同で「壁」を維持しなくてはなりません。すなわち、排除とは複数の人が共同して行う行為です。

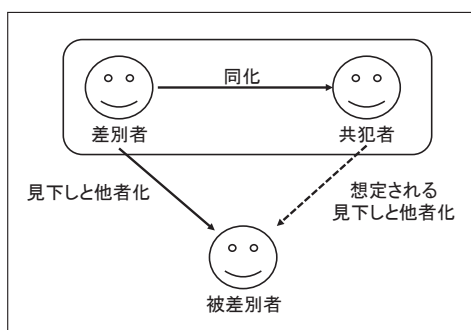


図1 差別の三者関係モデル

佐藤は、上記のような「共同行為としての排除」の起点となる行為をする人(々)を「差別者」、ともに「壁」を維持する人(々)を「共犯者」、排除される人(々)を「被差別者」と名づける。また、「差別者」が同じ立場に立つことを要請するメッセージを送ることを「同化」と呼ぶ。同化によって、ここでいう「壁」=「われわれ」が構成される。そして、「われわれ」と「われわれではないもの」という非対称的な差異を作り出す

ことが「他者化」である。そして、「同化」と「他者化」は必ず同時に行われ、それが行われることが排除だとする。また、「われわれ」という特定の視点からの「負の価値づけ」を「見下し」と表現する（佐藤 2005：pp.57-64）。これらの関係を示したものが図1である^v。

では、このような佐藤の差別論から本稿の課題の解明について、どのような示唆がえられるだろうか。

第一に、同じく集団化による排除という要素があるとするなら、「あつれき」の場合も、二者関係ではなく三者関係としてみるべきだということである。そのとき、「共犯者」に相当するのは「調査者」ということになろう。本稿が対象とする自由記述の語りは、調査者によって作成された「質問」への「回答」としてなされたという点からも、そうした見方は妥当である。回答者は、少なくとも調査者が理解できる（と期待できる）記述を行ったと考えられるからである（佐藤 2005：58）。

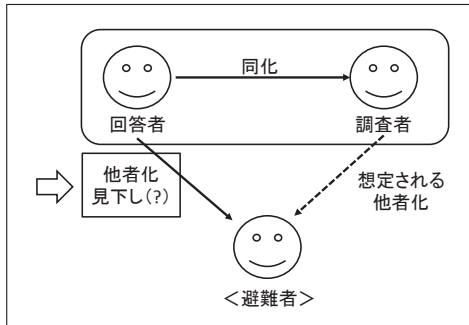


図2 自由記述の三者関係モデル

第二に、このように、自由記述が、調査者に向けられた「同化」のメッセージであるとするなら、それと同時にに行われるとされる「他者化」は、「あつれき」の場合、どのようになされるのか。この点が自由記述を分析する際の主たる課題となる。

第三に、「見下し」と「他者化」との関係をどのように考えるかという点がある。佐藤は「差別」という言葉に込められた不当性の感覚を表現する意味で、「負の価値づけ」は必須の要素であり、

典型的には「下への排除」という形をとることから、それを「見下し」と呼ぶ（佐藤 2005:61）^{vi}。では、「あつれき」の場合、「見下し」は必要な要素といえるだろうか。この点についても検討が必要である。

このように、本稿では、佐藤理論に基本的に依拠しつつ、図2に示す「自由記述の三者関係モデル」のもとで（ここでは、回答者によって他者化される対象を総称して、〈避難者〉と表記する。ただし、実際の自由記述の中では、異なる表現がなされる場合もある）、上記の第二、第三の点に焦点を合わせつつ分析を進めていく。

3 自由記述のなかの「あつれき」

本調査における自由記述の質問文（問40）は次の通りである。「震災後のいわき市における生活において困っていること、不満に思っていることがあればお書きください」。この問に対して、全回答者の54.2%（n=369）がその思いを記述している^{vii}。以下では、それらのいくつかを取り上げながら、他者化のための仕組の解明を行う。

3-1 「われわれ」とは何か

佐藤理論によれば、差別に関わる三者は、差別する側とされる側が2対1に区別されるとされる。そこで、次のデータをみていただきたい。

【データ1】

避難してきている人たちの態度が悪い。でかい態度で、われわれは被害者だから同情してもらってあたりまえ。少々のことはやっても許されるという態度が見えます。そうでなく、きちんと生活している人もいるのですが、だいたいが悪いです。

ここでは、まず「避難してきている人たち」について「態度が悪い／でかい」というように、負の価値づけがなされている。次に、そうした人たちは「われわれ」としてまとめられ、そして「きちんと生活している人もいる」という留保がつけられる。つまり、「われわれ＝態度が悪い／でかい人＋きちんと生活している人」という集団化が行われている。したがって、ここで「われわれではないもの」、すなわち、「他者」とは、これを記述した回答者ということになる。

このように、「あつれき」に関する自由記述においては、集団化＝排除する側が三者関係における一者、すなわち、排除される側として自己を位置づけるケースが多くみられる。次のデータでは、「一部／全員」というレトリックによって、同様のことが行われている。

【データ2】

避難者の一部の人々、原発関連の一部の人々（→決して全員ではない）に素行の悪い人がいること。

ここでは先のデータとは違い、「素行の悪い」と負の価値づけをされている者が、「一部」とされており、「避難者」や「原発関連の人々」への配慮が示されていると理解することもできる。しかし、この「一部」という表現は、その種の人々がゼロであることを示せない限り、完全には間違いないとはいえない。その意味で、「素行の悪い人がいる」という負の価値づけは、むしろこちらの方がより正当化されているとみることができる。

さらに、このデータでは「避難者」と「原発関連の人々」が並列され、共通の述語のもとで、ひとつの集団にまとめられている。しかし、両者はつねに一緒に語られる対象というわけではない。にもかかわらず、震災以前からいわき市に居住する者には、その意味がおおよそ理解できるのではないだろうか。あえて言葉を補うならば、「原発関連の人々」とは、「震災以前から、原発の稼働に関わってきた人々」というわけではなく、「震災後に、いわき市へ移ってきて、事故を起こした原発の処理のために働いている人々」ということになろう。そして、このように理解できるということが、自由記述の外部において、回答者と調査者を「われわれ」として集団化するための仕組だといえる。

これらのことを示したのが、図3である。自由記述の内部と外部では、三者関係が反転しているという点に特徴がある。回答者は自由記述の内部では、〈避難者〉側をマジョリティに、その結果として、必ずしも明示しているわけではないが（この点も含め、可能性として想定されているものについて点線で描いている）、自らをマイノリティとして位置づけている。そして、こうした関係の理解可能性を基盤として、自由回答の外部では、回答者は自己をマジョリティの側に位置づけていると捉えることができる。

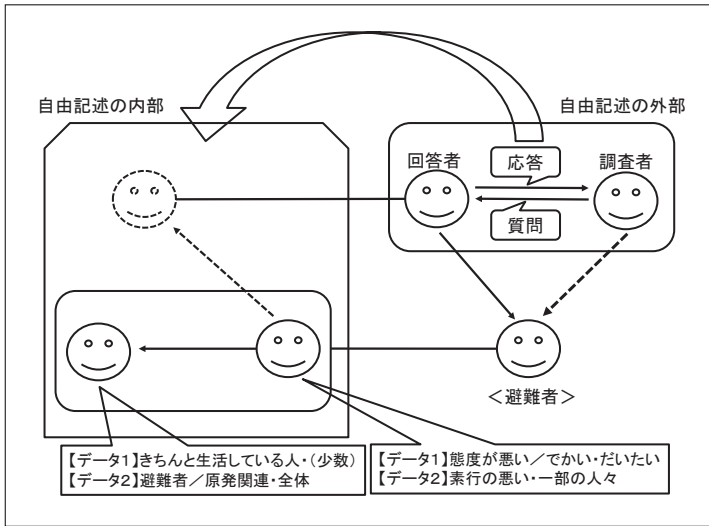


図3 自由記述から見える「あつれき」の構造

また、回答者によるこのような他者化は、〈避難者〉側に負の価値づけを行っているとはいえ、少なくとも自由記述の内部において、むしろ排除されているのは自己の側であり、「見下し」を伴うとはいえないと判断できる。筆者には、ここで表現されているのは、「回答者」が抱えている不満、その根底にある〈避難者〉への対応との不公平感であるように思われる。この点を含め、他のデータをみていきたい。

3-2 「いわき市民」とは何か

次の例は、そうした不満が異なる方法で示されたものとみることができる。

【データ3】

いわき市に避難している人たちも税金を払うべき。いわきの市民ではないからとかではなく、今いわきに住んでいてゴミなどを捨てるのにも、お金がかかってるわけだし、住んでる以上はいわきのルールを守ってほしい。

ここでは「いわき市民」とは何かという点について、「避難している人たち」の認識への不満が表明されている。ここでの回答者の論理は次のように説明できるだろう。

いわき市へ「避難してきている人たち」は、(おそらく、いわき市へ住民票を移していないということを基準に)、自らを「いわき市民」ではないとするが、市民かそうでないかは、「住む/住まない」という基準によって判断されるものである。したがって、いわき市に住むのであれば、「避難してきている人たち」も「いわき市民」であり、そうであるならば、「いわきのルール」を守るべき、具体的には、市に税金を払うべきである^{viii}。

これは、「避難してきている人たち」を排除するのではなく、「いわき市民」という集団へ包摂化しようとする主張といえる。しかし他方、「いわき市に住むならば、いわき市のルールを守るべきである」という命題は、「いわき市のルールを守らないならば、いわき市に住むべきではない」という命題を含意しているともいえる。また、そうであるならば、「避難してきている人たち」に態度変更を迫る、より強い排除の主張とみることもできる。

そこで、三者関係という視点からは、このデータは次のようにみることができる。つまり、「い

わきのルールを守る／守らない」という基準で、「避難者」という集団に「いわきのルールを守る避難者」と「いわきのルールを守らない避難者」という区別を導入する。その上で、「いわき市民」と「いわきのルールを守る避難者」とを同化し、それにより「いわきのルールを守らない避難者」を排除する可能性を示すのが、このデータの構造であるといえる。

3-3 「あつれき」の観察可能性

ところで、これまでみてきたデータとは違い、原発事故で避難してきた人々へ直接的に不満を表明する記述はもちろん存在する。たとえば、次に示すのはそうしたもののひとつである。

【データ4】

原発事故で避難した人達のため、1. 病院が混雑、2. スーパー等の混雑、3. 幹線道路の混雑、4. ゴミ分別がまもられない、などで不満。

ここでは、観察可能な事態が不満の対象として指摘され、その原因が「原発事故で避難した人達」に帰せられている。あるいは、先に述べた、不公平感を表明する次のようなデータもある。

【データ5】

1. 交通渋滞がひどくなった。2. 病院での待ち時間が長くなった。3. 原発事故からの避難者が優遇され、地元（いわき市）の津波等で被災された方々の対応がないがしろにされている感じ。

【データ5】では、「地元（いわき市）の津波等で被災された方々」と一方の行為者しか明示されてはいない。しかし、不公平という感情を抱いているのは、回答者、すなわち、震災前からいわき市へ居住していた者であり、それは、他の被災自治体からの避難者への対応との比較の結果である。したがって、ここには三者関係が暗示されているとみることができる。

こうして、その表現のされ方はさまざまであるが、回答者の多くが「あつれき」を認識していることは明らかである。それは、回答者以外の者にとっても同様であることが、次のデータからみてとることができる。

【データ6】朝日新聞2013年6月16日朝刊（東京本社）

〈避難先のいわき市で共存願う 主婦 愛澤弘子（福島県いわき市52）〉

[略]「帰還困難区域」になった浪江町の自宅へ帰るのを諦めていわき市民になった。…いわき市民と、双葉郡内などからの約2万4千人の避難者との間にあつれきが生まれたのが気がかり。市民からすると、税金を納めていない人のために病院は混み、道路は渋滞する、ごみも増えた、ということのようだ。／私たちが望んで被災したわけではなく…そのことを分かかってほしい。[略]（下線は筆者による）

【データ7】朝日新聞2014年4月16日朝刊（香川全県）

〈住民にあつれき 胸痛める 被災地派遣 高松市職員が現状報告〉

[略] 福島県いわき市に3月末まで1年派遣されていた資産税課の岩井大樹さん(28)は…元々同市内に住む津波被害者と、原発事故補償を受けている同県双葉郡からの移住希望者の間にあつれきがあることに胸を痛めたといい、「自治体がいかに間を取り持つか課題に感じた」と語った。(下線は筆者による)

これらはいずれも新聞記事における「あつれき」の記述である。【データ6】は、いわき市に住民票を移し、「いわき市民」となった「避難者」から、【データ7】では、「自治体職員」の立場から、それぞれ「あつれき」の存在が語られている。これらの記述から、「あつれき」について次の3点を指摘しておきたい¹⁵。第一に、「あつれき」は、回答者以外にも、観察できる事態であるということである。これは当然かもしれないが、一見すると震災以前に戻ったようにみえるいわき市において、震災を契機として現在もみられる明らかな変化という点からも、あらためて触れておきたい。第二に、「あつれき」の当事者の組織化が異なっていることである。【データ6】では、「いわき市民」と「双葉郡内などからの約2万4千人の避難者」、【データ7】では、「元々同市内に住む津波被害者」と「原発事故補償を受けている同県双葉郡からの移住希望者」の間に存在する現象として記述されている。そして、この点と関連するが、第三に、当事者の組織化に応じて、「あつれき」への異なる対処行動が要求されていることである。【データ6】では、「分かってほしい」という共感が、【データ7】では「自治体がいかに間を取り持つか」という仲介又は調停がそれぞれ求められている。自由記述のデータには、このように対処行動が示されるものはあまり見当たらない。それは、排除する側の視点からの記述とそうではない視点からの記述という違いが反映していると考えられる。このように、認識主体がどこから見るかによって、その様相は異なるにせよ、「あつれき」という現象が観察可能な仕方では存在していることはたしかである。

4 まとめ：今後の課題と展望

これまで、質問紙調査の自由記述を手がかりに、「あつれき」が産みだされる仕組の解明を試みてきた。そこで最後に、そうした「あつれき」について、どのように考えていくべきなのか、今後の課題を含め、述べていきたい。

まず、東日本大震災後のいわき市において、「あつれき」が発生することは不可避であり、「あつれき」それ自体がただちに否定、非難されるものではないと考える。本稿の冒頭でも触れたように、震災以後、いわき市では大きな人口変動が生じた。そうしたなか、「いわき市民」という集団を作り出し、社会を安定させるには、その集団には属さない成員を排除することが必要とされる。今回、その対象として選ばれたのが、〈避難者〉である。つまり、社会の防衛反応として現れたのが「あつれき」だともいえる。

しかしたとえ不可避にせよ、「あつれき」をそのままにしておいてよいというわけではない。〈避難者〉が、言説のレベルだけでなく、実体化され、それと認識された人々に対し、直接に排除が

向かうことは避けなくてはならない。

そこで、大きな課題として、「あつれき」をどのように解体するのか、という問題がある。ここでは、ひとまず次のような対応の可能性を指摘しておきたい。ひとつは、「いわき市民／避難者」という区別を、より上位の集団に包摂することで解消するという方法である。その集団には、たとえば、「福島県民」、「浜通り民（人）」、「東北人」などが選ばれるかもしれない。ただし、その場合にも、やはりそこから排除される集団が同時に作り出されることになり、そのことがどのような効果をもたらしうるのかについては、慎重な検討が必要である。そこで、もうひとつの方法は、データとして示したような自由記述の語りが向けられた人が、自分はそこで言及されている〈避難者〉ではないと判断した場合、とることができるとのである。それは、本稿が参照した佐藤理論でいう「共犯者」となることを求められている場合ということになる。その際、その語りを少なくともすんなり受け入れない、つまり、共犯者となることに抵抗するという方法が考えられる。これは、その場のスムーズなコミュニケーションの進行を妨げることになり、実際に行うとなると難しい面もあると思われる。

また、「あつれき」が社会の防衛反応だとしても、排除される側として、なぜ〈避難民〉が選ばれ、そうした「あつれき」に関する言説は、どのようにして拡散していったのか。そうした、「あつれき」の歴史、発生・伝達経路の解明という課題がある。そこには、震災以前における、いわき市民と双葉郡の自治体との歴史も影響しているかもしれない。

これらの課題の解明に向け、今後は、量的調査の継続に加え、インタビュー調査、マスメディアによる報道資料の分析にも取り組んでいきたい。

参考文献

- 樫村志郎（1989）『「もめごと」の法社会学』弘文堂
高木竜輔（2015）「原発事故に対するいわき市民の意識構造(1)」本号、pp.65-80
佐藤裕（2005）『差別論：偏見理論批判』明石書店
菊池真弓・高木竜輔（2015）「原発事故に対するいわき市民の意識構造(2)」本号、pp.81-96

謝辞

本研究は、文部科学省科学研究費（基盤（C））「原発事故・避難に伴う地域社会の維持に関する社会学的研究」（研究代表者：石丸純一）の研究成果の一部である。

注

- i この論文で用いる自由記述のデータを含む本調査の全体像については、（高木 2015）を参照。また、本調査の数量データを元に、避難者や原発事故に関する回答者の意識を分析するものとして、（菊池・高木 2015）を参照。
- ii 各時点の人口は、福島県のHP上で公表される各月の「福島県の推計人口」に基づく。
- iii ただし、厳密には、回答者のなかには震災後からいわき市に居住するようになった者も存在する可能性がある。ただし、居住年数の回答から判断する限り、数名程度と推測される。
- iv 同様のことは「いわき市民」というカテゴリーにもあてはまる。1966年10月1日に14市町村の対等合併により誕生した「いわき市」の住民にとって、今回ほど「いわき市民」という自己認識が高まったことはなかったのではないと思われる。

- v (佐藤 2005:67) の「図1」に一部加筆のうえ、筆者作成。
- vi 以上を踏まえ、佐藤は差別を「ある基準を持ち込むことによって、ある人(々)を同化するとともに、別の
ある人(々)を他者化し、見下す行為」(佐藤 2005:65)と定義する。
- vii 下表は、自由記述にみられる特徴を数量データでまとめたものである。自由記述に解答するのは、男性より
女性が多いが、その割合は両性とも若年ほど高くなっている。また、記述の量についてみると、男性では40歳代、
女性では50歳代が最も多く、中高年層ほど、多くの不満を抱えている様子がうかがえる。

	回答人数				文字数			
	男		女		男		女	
	人数	回答割合	人数	回答割合	総文字数	平均文字数	総文字数	平均文字数
20歳代	9	64.3%	21	87.5%	666	74.0	1933	92.0
30歳代	20	57.1%	26	61.9%	1581	79.1	2496	96.0
40歳代	22	55.0%	41	59.4%	2056	93.5	4504	109.9
50歳代	26	53.1%	43	61.4%	1854	71.3	4924	114.5
60歳代	33	44.0%	60	55.0%	2575	78.0	4680	78.0
70歳代以上	27	47.4%	41	45.1%	1408	52.1	2869	70.0
合計	137	50.7%	232	57.3%	10140	74.0	21406	92.3

ただし自由記述の中には、明らかに本稿が扱う「あつれき」とは無関係のものも一部含まれる。したがって、以下では、その語りが向けられている調査者の視点から、「あつれき」を表現するものと解釈できるデータをもとに分析を行う。

- viii 避難者が受けているゴミ処理等の行政サービスについては、受け入れ自治体が無償で提供しているわけではない。原発避難者特例法に基づき、各自治体に対して、避難者1人当たり年間約4万2,000円が国からの特別交付税として配分されている。
- ix 以下の記述は、樫村志郎による「もめごと」についての知見(樫村1989)に多くを負っている。

(かんの まさし/法社会学)